



カナダの年金制度に加入したことのある皆様へ

カナダの年金申請が日本でできるようになります。

『社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定』が発効します。

2008(平成20)年3月1日発効

一カナダの年金申請一

申請窓口

協定発効後は日本の社会保険事務所または共済組合の窓口でカナダの年金を申請することができます。

受給開始年齢

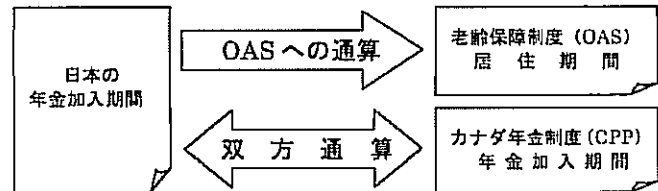
老齢保障制度 (OAS)
カナダ年金制度 (CPP)
65歳

申請手続き

カナダの年金は受給権発生の6ヶ月前から申請をすることが可能です。

一日本とカナダの年金受給に必要な期間を相互に通算します一

日本及びカナダの年金を受給するためには、それぞれの国で一定の年金加入期間や居住期間を有することが要件とされています。しかし、自国の期間だけでは受給要件を満たさない場合でも、相手国の期間を通算し年金受給権を獲得することができます。



一日本の年金加入期間をカナダの居住期間及び年金加入期間に通算する仕組み一

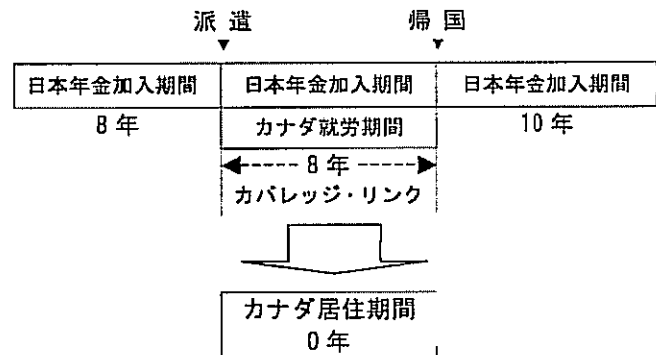
老齢保障制度 (OAS)

カナダ老齢保障制度 (OAS) の老齢保障年金をカナダ国内で受給するためには、18歳以降、最低10年間カナダに居住することが必要です。また、カナダ国外で受給するためには、18歳以降、最低20年間カナダに居住していたことが必要です。カナダの居住期間が短期間である方も、協定により日本の年金加入期間を通算することで、老齢保障年金の受給権を獲得することができます。

老齢保障制度の「カバレッジ・リンク」の規定にご留意ください。

カナダ領域内で就労する方であり、同時に日本の年金法令の適用を受ける期間について、その就労期間はカナダ老齢保障制度上の居住期間とみなされません。

<カナダでの就労期間が居住期間とみなされない事例>



カナダ年金制度 (CPP)

カナダ年金制度 (CPP) には退職年金を受給するための最低加入期間の要件が設けられていないため、日本の年金加入期間を通算しなくても退職年金を受給することができます。なお、障害年金及び遺族年金等の受給については日本の年金加入期間が考慮されます。

詳しくは社会保険庁のホームページまたは社会保険事務所でご確認ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/>

社会保障協定

検索

社会保険庁



カナダへ進出している事業主の皆様へ

日本とカナダの年金制度の二重加入が防止されます。

『社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定』が発効します。

2008(平成20)年3月1日発効

—カナダの年金制度—

カナダの年金制度は「老齢保障制度 (Old Age Security, OAS) / カナダ年金制度 (Canada Pension Plan, CPP)」に分かれています。

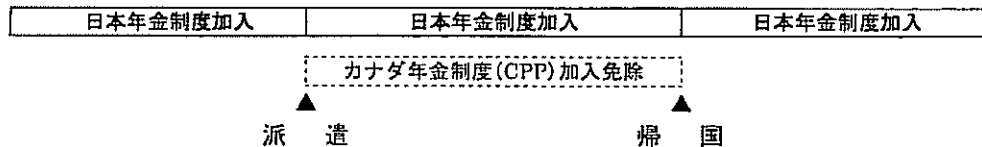
—二重加入の防止となるカナダの年金制度—

協定により二重加入が防止されるカナダの年金制度は「カナダ年金制度 (CPP)」です。
※老齢保障制度 (OAS) 及びケベック州で実施されているケベック年金制度 (QPP) は対象となりません。

日本からカナダに派遣される場合

<派遣期間が5年を超えないと見込まれる場合>

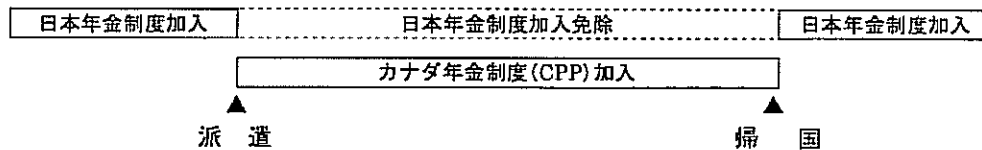
派遣期間中は日本の年金制度のみに加入し、カナダ年金制度(CPP)の加入が免除になります。



この場合、協定によりカナダ年金制度 (CPP) の加入免除を受けるためには、社会保険事務所において「日・カナダ社会保障協定厚生年金保険適用証明書交付申請書」により、「適用証明書」の交付を申請してください。

<派遣期間が5年を超えると見込まれる場合>

派遣期間中は日本の年金制度の加入が免除となり、カナダ年金制度(CPP)のみに加入します。



この場合、被用者を派遣する際に社会保険事務所に「厚生年金保険被保険者資格喪失届」を提出してください。(派遣期間中も日本の健康保険制度には引き続き加入することになります。)

詳しくは社会保険庁のホームページまたは社会保険事務所でご確認ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/kvotai/>

社会保障協定

検索

社会保険庁